

# 省エネ住宅ポイント対象住宅証明書 発行業務手数料

平成27年2月15日

## 1. 一戸建ての住宅

### (1) 一般住宅（全ての構造）

（円：税込み）

申請の区分	150㎡以下	150㎡超
トップランナー基準 ※1 相当	A~G + 11,000	A~G + 11,000
一次エネルギー消費量等級5 ※2（低炭素基準相当）	44,000	66,000

### (2) 木造住宅

（円：税込み）

申請の区分		150㎡以下	150㎡超
一次エネルギー消費量等級4 ※2（H25年基準相当）		44,000	66,000
断熱等性能等級4 ※3（H25年基準相当）	A	33,000	44,000
	B	33,000	44,000
	C	33,000	44,000
	D	27,000	38,000
省エネルギー対策等級4 ※4（H11年基準相当）	E	33,000	44,000
	F	33,000	44,000
	G	22,000	33,000

## 2. 共同住宅等

※準備中です。

- ※1 省エネ法に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」
- ※2 住宅性能表示制度で平成27年4月1日から適用される基準ですが、それまでの期間においても省エネ住宅ポイント対象住宅証明書として性能の証明を受けることは可能です。
- ※3 住宅性能表示制度で平成27年4月1日から適用される基準ですが、平成26年2月25日から先行適用が可能となっております。
- ※4 住宅性能表示制度で平成27年3月31日まで適用される基準ですが、省エネ住宅ポイントのみを申請する場合は、平成27年4月1日以降の申請であっても省エネルギー対策等級4（平成11年基準相当）の基準を適用することができます。なお、住宅性能評価、長期優良住宅などの他制度と併用して利用する場合には、他制度を利用することができなくなるため、注意してください。

- A 平成25年基準 「建築主等の判断基準」 ・設計ルートA-1
- B 平成25年基準 「設計施工指針」（本則） ・設計ルートA-2
- C 平成25年基準 「設計施工指針」（附則） ・設計ルートB（熱貫流率に関する基準）
- D 平成25年基準 「設計施工指針」（附則） ・設計ルートB（熱抵抗・日射熱取得率・付属部材・ひさし軒等に関する基準）
- E 平成11年基準 「建築主等の判断基準」 ・熱損失係数に関する基準
- F 平成11年基準 「設計施工指針」 ・躯体の熱貫流の基準
- G 平成11年基準 「設計施工指針」 ・断熱材の熱抵抗の基準

- ※ 木造住宅とは、確認済証、建築工事届等において、主たる建築物の構造が「木造」と記載されている住宅をいう。
- ※ 変更計画の場合は上記手数料の1/2となります。
- ※ 延床面積300㎡超の場合は、別途見積りとなります。
- ※ 証明書の再発行手数料は、1通あたり5,000円（税込み）となります。